

奥州市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月24日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名、監査実施期日

部課等(機関)名	実施期日
会計課	予備監査 平成25年6月24日 本監査 平成25年6月25日
国民健康保険まごころ病院	予備監査 平成25年6月17日及び18日 本監査 平成25年7月4日
病院局(総合水沢病院)	予備監査 平成25年7月2日及び3日 本監査 平成25年7月4日
水道部	予備監査 平成25年6月19日から21日まで 本監査 平成25年7月5日
国民宿舎サンホテル衣川荘	予備監査 平成25年6月13日及び14日 本監査 平成25年7月5日

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成24年度における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成24年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
会計課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
国民健康保険まごころ病院	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
病院局(総合水沢病院)	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
水道部経営課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水道部工務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
国民宿舎サンホテル衣川荘	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 国民健康保険まごころ病院

ア 契約事務において、契約書に支払遅延条項の記載のないものが13件、物品の規格の記載誤りなどの見積書の不備が6件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務関係事務において、時間外勤務命令及び年次有給休暇の算定時間に誤りがあったものがそれぞれ13件、5件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 病院局（総合水沢病院）

契約事務において、契約書に支払遅延条項の記載のないものが9件、随意契約に付す理由が不適当なものが5件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(3) 国民宿舎サンホテル衣川荘

服務事務において、週休日の振替事務や時間外勤務命令事務の誤りが多数あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。